

答弁書第二号

内閣参質第二号

昭和二十五年七月二十八日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長 佐藤 尚武殿

参議院議員駒井藤平君提出酒税引下げに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

昭和二十五年度的における酒稅の課稅見込石数は清酒七六万石、合成品酒三八万六千石、燒ちゆう九三万一千石、麥酒七六万石、その他の酒類五万七千石計二八九万四千石（自由販売酒二三九万四千石配給酒五〇万石）で、これに對する酒稅收入予算額は、一、〇三〇億三百万円（自由販売分九二三億七千一百万円配給分一〇六億三千二百万円）である。六月末における自由販売酒の課稅石数は八三万一千五百石、課稅額三二〇億三千万円であつて、七月、八月及び九月における麥酒の売行き的好調、並びに十一月から一月までにおける清酒及び合成品酒の消費石数の増加を見込めば、本年度予算額の達成は必ずしも困難ではないと考えられるが、米麥等主要食糧の闇価格の下落及びいも類の統制撤廃による密造酒の生産は、最近極めて盛んであつて、正規酒類の消費を圧迫しているので、これに對して強力な取締を実施し、酒稅の確保につき万遺憾なきを期したい。

従つて、今直ちに稅率を引き下げることには困難であるが、昭和二十五酒造年度においては、酒造原料の増加に基く酒類供給數量の増加に因り、稅率については相當の引き下げを行いたい考である。